



説明確認書・資格喪失後のご案内

≪ 申請ファイル一覧の表示 ≫

喪失2 説明確認書・資格喪失後のご案内

ご利用の際は最新版をダウンロードしてください

喪失後の説明や注意点等が記載されている案内となりますので喪失する方に配布してください。

加入者資格喪失後のご案内

退職等により企業型確定拠出年金の加入者資格喪失をされた方が、資産形成を継続するためには、**年金資産の移換手続き(※)が必要**です。
※個人型確定拠出年金(iDeCo)や転職先の企業型確定拠出年金へ移換することができます

お手続き方法はこちら
資格喪失に関するQ&A
QRコードからご覧ください

6か月経過すると・・・

移換手続きせずに加入者資格喪失日の属する月の翌月から起算して、6か月経過すると、お客様のご資産は、国民年金基金連合会に自動移換されます

自動移換になるデメリット

- ①手数料が差し引かれてしまう
- ②年金資産の運用ができない
- ③老齢給付金を受けるための通算加入者等期間に算入されない



加入者サイトの利用制限

喪失日以降は加入者サイト上での**お取引(スイッチングなど)**ができなくなります
お取引をご検討される場合は、**喪失前**に加入者サイトより操作をお願いいたします

加入者サイト ログイン画面はQRコードから

問い合わせ先コールセンター

加入者専用コールセンター
0120-652-401
月曜日～土曜日 10:00～18:00
(祝日、年末年始、弊社指定のメンテナンス日を除く)

「運用指図者」以外になられる方に配布のうえご説明ください。

画面イメージ

導入事業所が喪失者に説明しなければならない重要事項が上段に記載されています。

該当者にご一読いただき、説明を受けたことの署名を下段に受領してください。

本帳票はSBIベネフィット・システムズへの提出は**必要ありません!**

原本は説明したことの証明として**貴社にて保管・管理**をお願いします。

署名を取り付けてください

確定拠出年金 個人別管理資産の移換に関する説明確認書

企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」と言う)の資格喪失される皆様へ
ご退職・雇用変更等に伴う資格喪失後の確定拠出年金の個人別管理資産について以下の内容を確認し、**理解をいたしました。**

個人別管理資産の移換に関する重要事項

確定拠出年金制度において保有する年金資産は、ご退職・雇用変更等に伴う資格喪失後6か月以内に、他の企業型DC(以下「DeCo」と言う)・通算企業年金・確定給付企業年金へ資格を移す(移換)ことが定められております。他の企業型や確定給付企業年金への移換については、次の勤務先に移換の可否等を確認し適宜お手続きを改めて企業年金の制度設計等は次の勤務先へ詳細を確認ください。

【退職時等の移換手続きの流れ】

①～③の移換お手続きが6か月以内に行わなかった場合、以下のいずれかの移換が行われます。

A: 移換先となる確定拠出年金制度が存在する場合(2018年5月1日現在の資格取得の方) (※1)
移換先となる企業が企業型である場合は確定拠出年金法第50条第2項、個人型である場合は確定拠出年金法第3条に基づきそれぞれの制度に移換します。

B: 移換先となる確定拠出年金制度が存在しなかった場合
確定拠出年金法第3条に基づき年金資産や加入記録等は弊社が国民年金基金連合会の管理下へ自動的に移ります(自動移換いたします)。

- 年金資産を運用できず、将来十分な年金額を確保できなくなる
- 自動移換されている間は「給付期間」に含まれず、将来退職所得控除を受ける際の「勤続年数」に含まれない
- 自動移換されている間は加入者期間に含まれず、その後の遺言に受け継ぎできない可能性がある
- 自動移換扱いの後に支給開始年齢に到達した場合でも、受給の前としてDeCo等への移換申出が必要になる

自動移換の手数料 (※2) について下記の金額がそれぞれ徴収されること(金額は消費税込み)

- 自動移換時: 4,348円(特定運営管理機関 3,300円、国民年金基金連合会 1,048円)
- 自動移換されている間: 管理手数料として毎月52円(自動移換された後4か月目から)

●自動移換からDeCo・企業型DC等への移換(資産を別のDCに移す)時: 1,100円

●配当一時金・死亡一時金等として受け取る(遺言・遺産相続以外の理由で受領する)場合: 4,100円

※1 運営管理機関は社会保険労務士に委託している運営管理機関の口座の情報を確認します。口座番号等は本人からの申出がない限り個人を特定するための情報が含まれている場合や口座の資格取得日等の情報によっては移換されません。その他の口座が移換される場合、移換のお手続きをお取りください。

※2 手数料は年金資産から徴収されます。手数料は今後変更される可能性がありますのでお読みください。(手数料は300円未満は300円とさせていただきます)

その他 注意事項

- 本確認書の提出により、移換手続きや配当一時金の請求等は開始されませんのでご注意ください。
- 実施事業主が資格喪失の届出を運営管理機関に行なった後、運営管理機関より自宅宛に送付される「加入者資格喪失のお知らせ」を確約の上、ご自身の移換の手続きを取ってください。
- 今回の資格喪失に伴い、実施事業主が運営管理機関に資格喪失の届出を行った後は、スイッチングや掛金の配分設定等W.E.B.のご利用が制限されます。保有商品の運用は、移換により資産が積み込まれるまで続きます。
- お客様の資産のメンテナンスを妨げることではございませんので予めご了承ください。
- ご加入のプラン・その他の口座へ資産移換が完了します。W.E.B.の利用はできなくなります。

ご所属の事業所(ご所属の事業所)より説明を受け、理解いたしました。

会社名: _____
署名(自署): _____

日付: _____年____月____日

本帳票は事業主への提出となりますので、ご担当者様にお渡しいたします。